

質問書に対する回答について

令和4年10月6日

北秋田市財政課財政係

業務の名称：北秋田市公会計システム構築業務

	質問内容	回答
1	仕様書第11条(1)における履行体制の証明について 「総務省経営財務マネジメント事業登録者及びアドバイザー業務の実績を有する者を配置し、業務に従事させること。また、税理士及び公認会計士のサポートを受ける体制があること。」とのことですので、総務省経営財務マネジメント事業登録者や税理士、公認会計士については登録証明や資格証明等のコピー、アドバイザー業務の実績を証明する書類のコピーという形で宜しいでしょうか。 また、それらについては参加申込書類等提出期限までに提出する形で宜しいでしょうか。	そのとおりです。様式2とあわせて参加申込書類等提出期限までご提出ください。 なお、各証明書類の写しのほかに補足したいことがある場合は、適宜記載したものをご提出ください。(様式は任意です)
2	仕様書 第5条(業務の内容)(1)公会計システムへのデータ移行の項に「標準ソフトウェアで作成した令和3年度(令和2年度決算)の固定資産データ及び財務書類等のデータを公会計システムへ漏れなく移行する。」とあり、仕様書第6条(システム概要)(1)固定資産台帳機能(ア)の項に「当該機能は、本市が運用する公有財産台帳システムのデータを用いる」とありますが、これから、今回のシステム構築業務において令和2年度末時点の固定資産台帳を標準ソフトウェアからのデータコンバートによりシステム上に構築し、令和3年度の固定資産異動分から毎年度、公有財産台帳システムのデータを公会計システムへ取り込んで固定資産台帳として管理していく、という理解でよろしいでしょうか？ その場合、公有財産台帳システムには、インフラ資産である、道路や橋りょう、道路等の底地(土地)の固定資産情報も登録されている、という理解でよろしいでしょうか？	【質問2と3を合わせて回答します】 公有財産台帳システムで保有・出力できるデータは別添のとおりとなり、これらから必要データを取り込んでいただくこととなります。(データベースの項目一覧とサンプルデータをご提供します) ただし、これらのデータ以外で固定資産台帳運用に不可欠なものがあれば、当市担当にて異動管理していくことになります。
3	作業量見積もりのため、公有財産台帳システムから取り出すデータのフォーマットをご提示いただくことは可能でしょうか？	